

一般社団法人 日本医療薬学会  
平成 26 年度第 6 回定例理事会 議事録

一．開催日時：平成 26 年 12 月 18 日（木） 13 時 ～ 16 時

二．開催場所：日本医療薬学会会議室

三．出席者

会 頭：佐々木 均

副会頭：望月 眞弓、奥田 眞弘、松原 和夫

理 事：井関 健、大森 栄、桂 敏也、川上 純一、河原 昌美、北田 光一、  
吉光寺 敏泰、草井 章、谷川原 祐介、濱 敏弘、宮崎 長一郎、  
山田 清文、山本 康次郎

監 事：大石 了三、山田 安彦

年会長：安原 眞人(第 25 回年会)

陪席者

事務局：中澤 一純、星 隆弘

欠席者

理 事：青山 隆夫、千堂 年昭、山本 信夫

監 事：乾 賢一

四．議長：佐々木 均

五．会議の成立

定刻において、議長より開会が宣言され、本理事会は理事 17 名の出席があり、定款第 38 条に定める定足数を満たしており、適法に成立している旨が報告された。

六．議事の経過の要領及びその結果

1. 平成 26 年度第 5 回定例理事会議事録の確認

議長より、本年 11 月 6 日に開催された平成 26 年度第 5 回定例理事会(以下、前回理事会という)議事録を基に議事内容の確認が行われ、更なる指摘がある場合には本理事会終了時までには指摘するよう要請があった。

続いて、資料に基づき、前回理事会開催日から昨日までの会務報告があった。

2. 協議事項

(1) 平成 27 年度医療薬学会事務局体制

議長より、平成 27 年度の本学会事務局体制に係わる協議事項として、①会計事務の一部

外部委託、②27年4月以降の事務局体制の2件に係る説明があった。

#### 1) 会計事務の一部外部委託

議長より、本学会の会計事務において、組織として重要な予算案及び決算の作成業務に携わる事務担当者が特定の職員のみが携わっている状況であるため、リスクマネジメントの観点や近々検討予定の公益社団法人への移行準備及び移行後に増大する会計事務に対応するために、27年度から予算案及び決算書の作成業務を会計士（会計事務所）に委託する旨の提案があった。なお、日常的な出納業務は、現行どおり事務局内で取り組むことが説明された。協議した結果、本提案は了承された。

平成28年度以降の予算案の編成にあたっては、各委員会や事務局より提示された活動計画及び予算申請を基に、総務委員会及び財務委員会等で評価・査定等の仕分けを行うこと。また、将来的に事務局体制が十分に整備された際には、当該委託を見直す方針などが確認された。

#### 2) 27年4月以降の事務局体制

議長より、27年3月の学会事務局の人事異動と4月以降の事務局体制に係る説明があった。27年3月をもって中澤事務局長が定年により退任すること、また、日病薬への事務委託の縮小化計画に基づき同病薬の職員1名が離任することが報告された。4月以降の体制として、会計事務の一部外部委託による事務の軽減策を図ると共に、新たに契約職員1名を雇用し5名体制で取り組むこと。事務局長の不在状態を補うための暫定措置として、当学会事務局に常駐する事務委託先の日病薬職員に事務局長の代行者として対外的且つ事務局内の取りまとめを依頼する主旨の説明があった。協議した結果、本件は了承された。

#### (2) 事務局の常勤職員就業規則の策定

議長より、事務局体制を整備するためには、人材の雇用に必要な正規職員用の就業規則を整備する必要性に係る説明があった。先行して整備されている本学会の嘱託職員及び非常勤職員の各就業規則と、厚労省が公表しているモデル就業規則を参考に策定された正規職員用の規則案について意見交換が行われ、協議した結果、多くの改善意見が出されたため、再整備した上で再協議することとなった。

#### (3) 役員候補者選出規程の改定

役員選挙・役員任期制度特別委員会の委員長を務める山田理事より、同特別委員会で取りまとめた役員候補選出規程の改定案に係る説明があった。本特別委員会では、会頭及び役員の新任制限の導入、監事候補立候補者への年齢制限の導入、会頭候補者の選出方法の3つの検討課題を協議し、次のように取りまとめたことが説明された。

##### ① 再任制限を導入（新たに追加する規定）

- ・会頭：連続3期を務めることはできない。
- ・理事（選挙選出者）及び監事：連続4期を務めることはできない。
- ・再任制限の除外措置：学会運営の円滑且つ継続的な実施に鑑み、現職の会頭が会頭及び理事の2つの再任制限に同時に抵触する場合に限り、現職の会頭を次期推薦理事候補として推薦することができる。

② 年齢制限を導入（新たに追加する規定）

- ・ 監事候補者選挙への立候補者： 選挙公示日において 70 歳未満の会員であること。

③ 会頭候補者の義務化： 会頭候補へ立候補する際には、選挙選出理事候補者に対する所信表明を必須とすること。

以上の提議について、協議した結果、本件は了承された。なお、本規程は本日付で施行され、平成 28・29 年度役員候補者選挙（平成 27 年秋頃実施予定）から適用すること。また、経過措置として現職役員は過去の就任期間にかかわらず、現在の任期を第 1 期目として取り扱う方針が確認された。

(4) 平成 26 年度認定薬剤師制度による新規及び更新認定

松原副会頭より、本年 12 月 31 日をもって認定期間が満了する認定薬剤師（指導薬剤師）及び研修施設の更新、今年度第 2 期目の研修施設の新規認定に係る認定薬剤師制度委員会の審議結果に係る説明があった。

1) 認定薬剤師（指導薬剤師を含む）の更新認定

本年 12 月 31 日を以て認定期間が満了する認定薬剤師の更新対象者は 192 名であり、更新申請者 181 名、更新保留申請者 2 名という状況であったこと、認定薬剤師制度委員会で審査した結果、181 名の更新と 2 名の更新保留が認められると判定したことが説明された。また、更新保留後に更新した場合の認定期間が「(通常の更新後の認定期間 5 年間) - (更新保留年数)」と短縮化され短期間で更新要件をクリアしなければならない厳しい状況に鑑み、現在、更新保留後の認定期間が 5 年未満となっている 5 名の認定期間を、認定開始日から 5 年間に延長する提案があった。協議した結果、認定薬剤師（指導薬剤師）の更新、更新保留及び更新保留の後の認定期間の延長が了承された。なお、認定薬剤師更新者の認定日は 2015 年 1 月 1 日、認定期間は 2015 年 1 月 1 日から 5 年間である。

2) 認定薬剤師制度研修施設の新規認定（26 年度第 2 期）及び更新認定

26 年第 2 期となる研修施設の新規認定に 12 施設より申請があり、従前の判定基準に基づき認定薬剤師制度委員会で審査した結果、全 12 施設の認定が認められると判定した。また、本年 12 月 31 日を以て認定期間が満了する認定薬剤師制度の研修施設 41 施設中、指導薬剤師が在籍している 33 施設の更新が認められると判定したことが説明された。協議した結果、認定薬剤師制度研修施設として 12 施設の新規認定（今年度第 2 期）と 33 施設の更新認定が了承された。認定日は 2015 年 1 月 1 日、認定期間は 2015 年 1 月 1 日から 5 年間である。

(5) 平成 26 年度がん専門薬剤師による新規、更新認定

濱理事より、26 年度のがん専門薬剤師及びがん指導薬剤師の新規認定申請、本年 12 月 31 日をもって認定期間が満了するがん専門薬剤師及び同研修施設の更新認定に係るがん専門薬剤師認定制度委員会の審議結果に係る説明があった。

1) がん専門薬剤師の新規認定

今年度のがん専門薬剤師の新規認定には 127 名より申請があり、書面審査の合格者 65 名（うち経過措置による同試験の免除者は 12 名）、がん専門薬剤師認定試験の受験者 74

名（うち書面審査免除者は9名）及び同試験の合格者が63名という状況であったこと。最終的ながん専門薬剤師の新規認定者として75名を認定可能と判定したことが説明された。協議した結果、全75名をがん専門薬剤師として認定することが了承された。認定日は2015年1月1日、認定期間は2015年1月1日から5年間である。

#### 2) がん指導薬剤師の新規認定

がん指導薬剤師の新規認定には、がん指導薬剤師に準ずる者からの移行申請170名と、同準ずる者の資格を有しない11名の合計181名より申請があり、審査した結果、2015年1月1日の時点でがん指導薬剤師の認定要件を満たす134名と同年4月1日に至らないと認定資格を満たすことができない47名の2群に分けられるため、今回は前者134名の認定が認められると判定したこと及び後者の審査及び認定に係る判定については、次回の理事会までに先送りするという説明があった。協議した結果、134名をがん指導薬剤師として認定することが了承された。認定日は2015年1月1日、認定期間は2015年1月1日から5年間である。

#### 3) がん専門薬剤師の更新申請

本年12月31日を以て認定期間が満了するがん専門薬剤師の更新の対象者85名中、73名より更新申請があり、審査した結果、69名の更新が認められると判定したことが説明された。協議した結果、全69名の同専門薬剤師の更新が了承された。認定日は2015年1月1日、認定期間は2015年1月1日から5年間である。

#### 4) がん専門薬剤師研修施設の更新

本年12月31日を以て認定期間が満了するがん専門薬剤師研修施設は242施設あり、206施設より更新申請があったこと。また、更新要件を満たしていないなどの理由により36施設が更新申請を行わなかったこと。委員会で審議した結果、全206施設の更新が認められると判定したことが説明された。協議した結果、当該更新認定が了承された。認定日は2015年1月1日、認定期間は2015年1月1日から5年間である。

#### (6) 平成26年度薬物療法専門薬剤師の認定

河原理事より、薬物療法専門薬剤師の認定申請及び審査判定に係る説明があった。今年度は6名より申請があり、1名が認定試験を受験した結果、合格したこと。他の5名は既に認定薬剤師試験に合格している状況であったこと。続いて書面審査した結果、5名の認定が認められると判定したことが報告された。協議した結果、5名を薬物療法専門薬剤師として認定することが了承された。認定日は2015年1月1日、認定期間は2015年1月1日から5年間である。

#### (7) 事務局職員（非常勤職員）への手当支給

議長より、事務局職員（非常勤職員）の給与改善策の検討に係る説明があった。本学会と類似している団体での取り扱いを参考に、事務局職員（非常勤職員）の給与等について検討したところ、月額基本給のベースアップに相当する金額を期末・勤勉手当のように業績等を評価した上で年間2回（2分割）にわたって支給している仕組みがあったため、本学会においても同様に対応する方針と具体的な支給見込みの金額が説明された。協議した

結果、本提案は了承された。(手当支給の条件:「勤続2年目以降(1年を超える)の者に、直近6ヶ月間の勤務業績等を評価した上で、夏期及び年末に一定額を支給する。」)

#### (8) 委員会細則の改訂

事務局長より、前回理事会までに数度にわたって議論され取りまとめられた会員細則について、更なる一部改訂として、JPHCS編集委員会より委員の兼務制限の除外対象に JPHCS Editorial Advisory Board Member を加える意向を受け本理事会に諮った経緯が説明された。協議した結果、本件と共に、他の一部条文の文言を修正した上で了承されることとなった。

#### (9) 平成25年度会費未納者からの遡及納入の要望への対応

議長より、2名より提出された平成25年度会費の遡及納入に係る嘆願書に係る説明があり、協議した結果、当該嘆願を了承することとなった。

### 3. 報告事項

#### (1) 第25回年会開催準備状況報告

安原第25回年会長より、同年会の準備状況として第1回目の組織委員会の議事が報告され、運営の概要等の確認、組織委員の役割分担を決定したこと及び準備スケジュール等が確認されたことなどが報告された。また、大森理事より、第27回年会を2017年11月3～5日(幕張メッセ等)で開催する計画が報告された。

#### (2) 利益相反自己申告

濱理事より、役員及び年会長等のCOI申告の対象者より提出された利益相反自己申告書を確認した結果、全ての申告書に記載漏れや不備等が認められなかったことが報告された。

#### (3) スタンダード薬学シリーズⅡの著作使用契約

議長より、日本薬学会、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会及び本学会の4団体が共編するスタンダード薬学シリーズⅡ(出版社 東京化学同人社)の中の薬学教育モデルコアカリキュラム(平成25年度改訂版)の「F.薬学臨床に対応する教科書」の著作権使用に係る契約を本年11月7日付けで締結したことが報告された。

#### (4) 第56回医療薬学公開シンポジウム報告

井関理事より、第56回医療薬学公開シンポジウム(場所:札幌市、開催日:本年11月1日)の開催状況と会計に係る報告があった。

#### (5) 平成26年度がん専門薬剤師集中教育講座(福岡会場)収支報告

谷川原理事より、日病薬と共催した平成26年度がん専門薬剤師集中教育講座(場所:福岡市、開催日:本年12月6日、7日)の収支に係る報告があった。

#### (6) 委員会報告

##### 1) 第2回 JPHCS 編集委員会

桂理事より、本年 11 月 7 日(金)に開催された第 2 回 JPHCS 編集委員会での議事として、本誌掲載論文を対象とした論文賞の設置に係る継続協議の実施や JPHCS Editorial Advisory Board Member に任期を設定しないこと、本誌の創刊予定時期に係る協議内容が報告された。

#### 2) 第 2 回がん専門薬剤師認定制度委員会

濱理事より、本年 11 月 24 日(月・祝)に開催された第 2 回がん専門薬剤師認定制度委員会の議事について、本理事会において先行して協議した議題(協議 5)の基となるがん専門薬剤師認定制度の各認定審査を実施した議事であることが報告された。

#### 3) 第 2 回認定薬剤師認定制度委員会

議長より、本年 12 月 1 日(月)に開催された第 2 回認定薬剤師認定制度委員会の議事について、本理事会において先行して協議した議題(協議 4)の基となる認定薬剤師の更新審査等を実施したことが報告された。

#### 4) 薬物療法専門薬剤師認定制度委員会

河原理事より、本年 12 月 1 日(月)に開催された薬物療法専門薬剤師認定制度委員会の議事について、本理事会において先行して協議した議題(協議 6)の基となる薬物療法専門薬剤師認定制度の各認定審査を実施したこと、また、同専門薬剤師と認定薬剤師の認定要件に相違が見られる論文及び学会発表の各要件を認定薬剤師の要件に合わせるための改訂方針が合意されたため、各認定制度の調整等を担う専門薬剤師育成委員会で検討することに至った議事内容が報告された。

#### (7) 後援依頼等への対応

議長より、本学会への後援依頼及び広報の依頼があった次の 3 件について、了承回答した旨の報告があった。

##### 1) 後援依頼(1件)

- ・「第 4 回日本薬剤師レジデントフォーラム」(日本薬剤師レジデント制度研究会)

##### 2) 広報依頼(2件)

- ・「2015 年度共同研究等助成金募集のお知らせ」(公益財団法人日中医学協会)
- ・「第 4 回杉浦地域医療振興助成」(杉浦地域医療振興財団)

#### (8) その他

事務局長より、平成 26 年度委員会活動報告及び決算報告の作成・提出依頼があった。

佐々木会頭より、平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)「薬剤師が担うチーム医療と地域医療の調査とアウトカムの評価研究」のシンポジウムが開催される旨報告があった。

以上をもって議事の全部の審議及び報告を終了したので、議長は 16 時に閉会を宣言し、解散した。